

青梅市老人福祉施設における
新型コロナウイルス感染症発生時の
従業員相互派遣に関する協定書

令和4年12月14日

青梅市老人福祉施設における新型コロナウイルス感染症発生
時の従業員相互派遣に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、青梅市（以下「甲」という。）と青梅市老人福祉施設長会（以下「乙」という。）が相互協力し、次条第2号に定める市内施設において、従業員または入所者の感染症への感染等の事由により、当該施設の業務に従事できる人員に不足が生じた場合に、従業員を相互に派遣することについて、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) 市内施設 次に掲げる施設であって、青梅市の区域内に開設されたものをいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設で乙の会員となっているもの
 - イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム
- (3) 発生施設 市内施設のうち、従業員または入所者に感染症の感染者または濃厚接触者（以下「感染者等」という。）が発生した施設をいう。
- (4) 登録施設 次条の協力施設名簿に登録された施設をいう。

(協力施設名簿)

第3条 甲は、発生施設において従業員が不足した場合において、当該不足を補う従業員の派遣について協力が可能な施設の名簿（以下「協力施設名簿」という。）を2部作成し、その1部を乙に送付するものとする。施設の増減等により協力施設名簿が更新されたときも同様とする。

2 甲は、乙と協力し、施設に対し、協力施設名簿への登録を依頼するものとする。

3 協力施設名簿に登録された施設は、協力施設名簿からの抹消を希望する

ときは、乙にこれを申し出るものとし、甲は、当該申出を乙を通じて受けたときは、速やかに当該施設の登録を協力施設名簿から抹消するものとする。

（派遣調整の依頼）

第4条 発生施設は、従業員が不足すると見込まれる場合においては、この協定にもとづく派遣調整に先立ち、当該発生施設の所属法人が運営する他施設からの応援措置その他甲を経由せずに自施設または所属法人において行うことのできる従業員派遣申請等の解決手段を、可能な限り講ずるものとし、それらの措置を講ずることができないときまたはそれらの措置を講じてもなお従業員が不足すると判断したときは、乙に対し、従業員相互派遣調整依頼書（様式第1号）により、従業員の派遣調整依頼を行うことができる。

（派遣の調整および協議の成立）

第5条 甲は、前条に定めるところにより、乙が従業員の派遣調整依頼を受けたときは、乙から当該派遣調整依頼の写しの送付を受け、速やかに登録施設の全部または一部に派遣の可否を確認する旨の連絡を行うものとする。

2 登録施設は、前項の規定にもとづき、派遣の可否にかかる連絡を受けた場合において、派遣が可能であるときは、従業員派遣可能申出書（様式第2号）により、その旨を発生施設に申し出るとともに、甲および乙に当該申出書の写しを送付するものとする。

3 発生施設は、前項の申出書を受けたときは、従業員を派遣する施設（以下「派遣元施設」という。）の候補となる施設（以下「候補施設」という。）を選定し、従業員派遣条件協議申出書（様式第3号）により、当該候補施設に通知するとともに、速やかに派遣条件についての協議を開始するものとする。この場合において、発生施設は、甲および乙に当該申出書の写しを送付するものとする。

4 発生施設と候補施設の間において、前項の規定による協議が整ったときは、それぞれの施設の所属法人は、派遣協定書（様式第4号）を取り交わすものとし、発生施設において、甲および乙にその写しを送付するものとする。

（発生施設の遵守事項）

第6条 発生施設は、前条第4項の派遣協定書にもとづき派遣された従業員（以下「派遣従業員」という。）については、感染症等直接対応区域外（グリーンゾーン）の業務に従事させることを基本とする。ただし、感染症等直接対応区域（レッドゾーン）の業務に従事させる必要が生じた場合において、当該派遣従業員および派遣元施設の同意を得たときは、これに従事させることができる。

2 発生施設は、派遣従業員が円滑に当該派遣にかかる業務（以下「派遣業務」という。）に従事することができるよう業務手順書等を提供し、適切に指揮し、指導および監督を行うものとする。

3 派遣業務にかかる派遣従業員の勤務条件は、前条第4項の派遣協定書に定めるものとする。

4 発生施設は、派遣従業員が派遣業務に従事する上で必要な物品の供与その他の従事環境の整備を行うものとする。

5 発生施設は、派遣従業員が派遣業務に従事するために必要と認めるときは、宿舍を確保するものとする。

6 発生施設は、派遣期間中において、派遣従業員に対して雇用の申入れを行ってはならない。

（派遣元施設の遵守事項）

第7条 派遣元施設は、派遣従業員の派遣業務にかかる勤務日数に応じ、本給とは別に、手当を支給するものとする。

2 派遣従業員にかかる健康保険および厚生年金保険は、派遣元施設において加入するものとする。

3 派遣従業員にかかる労災保険および雇用保険は、派遣元施設において加入するものとする。

4 派遣元施設は、派遣期間終了後、派遣従業員に感染症に関する検査を受検させ、陰性であることの確認をとった上で派遣元施設の勤務に復帰させるものとする。この場合において、当該検査の結果が確定するまでの期間は、派遣従業員を自宅待機させるものとする。

（責任者）

第8条 発生施設および派遣元施設は、派遣業務にかかる連絡調整のための責任者をそれぞれ選任するものとする。

2 責任者は、前2条に規定するもののほか、派遣従業員が適正に派遣業務

に従事するために必要な措置を講じなければならない。

- 3 責任者は、派遣従業員から苦情その他派遣業務にかかる意見等の申出があった場合には、協力して迅速な解決に努めなければならない。

(派遣業務への従事および従事状況の報告等)

第9条 派遣従業員は、第5条第4項の派遣協定書にもとづき発生施設において派遣業務に従事するものとし、当該従事状況について、派遣元施設へ当該派遣業務に従事した日の業務終了時に報告するものとする。

(派遣の終了)

第10条 発生施設は、派遣期間中に発生施設における従業員の不足が解消したときは、派遣元施設に対して速やかにその旨を通知し、派遣を終了するものとする。

- 2 派遣元施設は、派遣期間中に派遣元施設において、感染症の発生、天災地変その他不可抗力によって従業員に不足が生じたときは、発生施設にその旨を申し出た上で、派遣を終了させることができる。この場合において、派遣元施設は派遣を終了する日および派遣を終了する派遣従業員を明らかにしなければならない。

- 3 派遣元施設または発生施設は、それぞれ相手方が次のいずれかに該当するときは、相手方に必要な催告を行い、当該催告を行ってもなお相手方の状況に必要な改善が見られないときは、派遣を終了することができる。

(1) この協定に定める手続を履行しない、または履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この協定に定める手続の履行に当たり、不正または不誠実な行為があると認められるとき。

(費用負担等)

第11条 派遣業務に必要な経費については、東京都の新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の体制確保関係事業その他国等の実施する事業の助成対象であるときは、発生施設および派遣元施設がそれぞれ当該助成にかかる申請を行うものとし、当該助成の対象経費のほか必要な経費の負担方法は、発生施設と派遣元施設が協議して定めるものとする。

- 2 甲および乙は、派遣業務にかかる費用については、当該派遣業務の実施に伴う事故その他の事情により生じた発生施設または第三者に対する損害賠償にかかる費用を含め、一切の負担を負わないものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、この協定または派遣協定に明示されていない費用負担が発生した場合には、当該費用の負担について発生施設および派遣元施設が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

(損害賠償)

第12条 派遣業務において、派遣従業員の故意または過失により第三者に損害を与えた場合は、当該派遣業務の指揮、指導および監督を行う発生施設がその賠償責任を負うものとする。ただし、当該損害が発生施設の指揮、指導および監督の及ばない範囲で生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の損害が、発生施設と派遣元施設の両方の責めに帰すべき事由に起因するときは、発生施設および派遣元施設は、協議の上、当該損害の負担割合を定めるものとする。

(東京都への派遣要請)

第13条 甲は、第5条にもとづく選定が不調となり、発生施設の人員不足が解消しない場合または解消する見込みがない場合は、東京都に従業員の派遣要請を行うものとする。

2 甲は、前項の派遣要請にかかる手続を円滑に進めるため、第5条第1項の規定による連絡を行ったにもかかわらず、登録施設からの派遣ができなると見込まれるときまたは派遣してもなお従業員が不足すると見込まれるときは、東京都に対し、派遣要請を行う可能性がある旨の連絡を事前に行うものとする。この場合において、当該派遣要請の可能性が消滅したときは、東京都にその旨の連絡を行うものとする。

(周知)

第14条 甲および乙は、この協定の内容について、市内施設の施設長に周知を図り、理解および協力を得るように努めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3月前までに甲および乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、この協定を当該有効期間満了の日から起算して1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(定めのない事項等)

第16条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義

を生じた事項については、甲および乙は、誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年12月14日

甲 青梅市
代表者 青梅市長

乙 東京都青梅市今井1丁目2609番地の1
青梅市老人福祉施設長会
代表者 会長